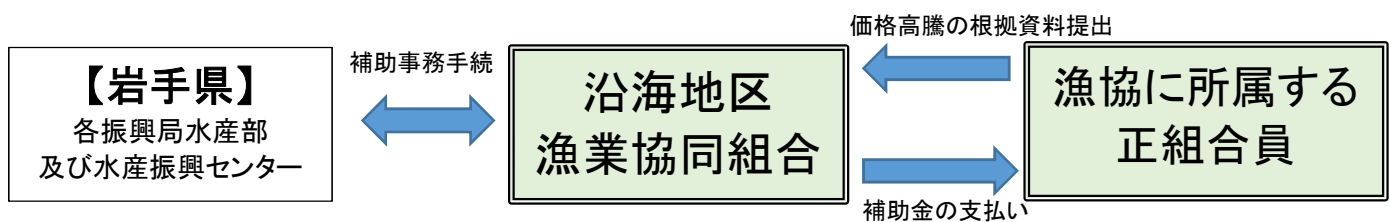


水産業資材価格高騰緊急対策事業のご案内（漁業者向け）

（令和4年度12月補正事業）

物価高騰の影響を受けている漁業者等の負担軽減を図るため、水産業資材の価格高騰額に対して臨時的に支援いたします。

補助事業の手続きの流れ



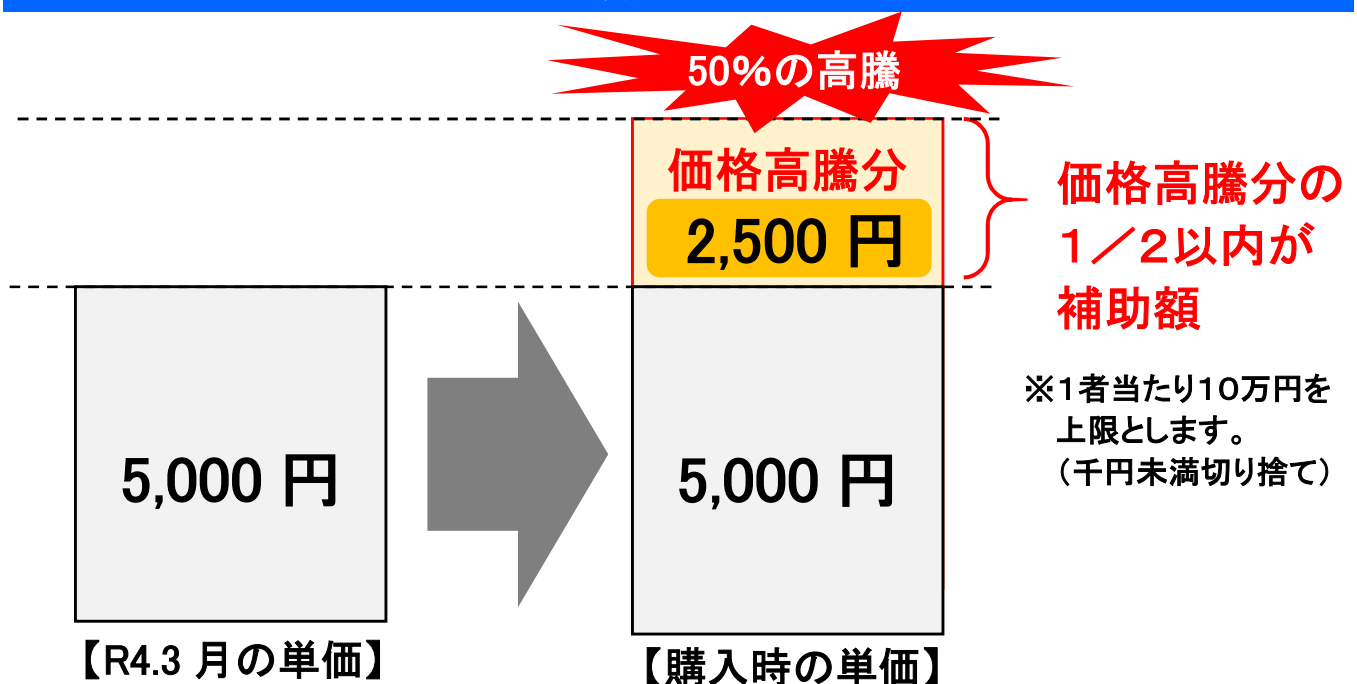
補助対象となる価格高騰資材

令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に購入した漁業生産に直接関係する下記の対象資材のうち、購入時の購入単価が令和4年3月単価と比べ10%以上高騰している資材

【対象資材】

- ① 漁網類、② ロープ・テグス類、③ 発泡スチロール箱

補助額のイメージ



主な質問

Q 漁業者はどのような書類の提出が必要になるのか。

漁業者が所属漁協に提出する書類について、組合の購買以外で購入した場合、価格高騰を証する根拠資料（令和4年3月の単価、購入時の単価）の提出が必要になります。

Q 価格高騰を証する根拠資料とは、どのような資料なのか。

根拠資料とは、組合の購買単価表、見積書、納品書、請求書、領収書など
(※) 購入資材が不明なもの、購入日が不明なもの、税込・税抜が不明なものなどは根拠資料としては認められません。

Q 購入した資材の単価比較の根拠資料として、令和4年3月の資材は類似品でもよいか。

基本的には、同一メーカー、同一品での単価比較となります。

【問い合わせ先】

- ・ 所属する沿海地区漁業協同組合
- ・ 県北広域振興局水産部（電話：0194-53-4985）
- ・ 宮古水産振興センター（電話：0193-64-2216）
- ・ 沿岸広域振興局水産部（電話：0193-27-5527）
- ・ 大船渡水産振興センター（電話：0192-27-9915）
- ・ 県庁水産振興課（電話：019-629-5818）